



平成30年住生活総合調査 拡大調査に御協力をお願いします。

滋賀県

■ 平成 31 年2月から、お住まいのポストに調査票を配布させていただきますので、御協力をお願いします。

- 住生活総合調査 拡大調査は、滋賀県の皆様に、住宅の住みごこちや、最近の居住状況の変化、これからの住まいの意向などをお伺いして、今後の滋賀県の住宅政策を進めるうえで貴重な基礎資料とするため、滋賀県が行うものです。
- 2月1日から2月7日の間に、調査受託機関の配布員がお宅のポストに調査票を投函します。

■ 調査対象は、「住宅・土地統計調査」の対象となった世帯から抽出された世帯です。

- 先に御協力いただいた「住宅・土地統計調査」では、世帯の構成、住宅の実態、住み替えやリフォームの実績など、客観的な事実を中心にお伺いしたのに対し、本調査では、住宅・住環境に対する満足度、これまでの住み替えなどの目的、今後の住み替えなどの意向など、居住者の意識・意向を中心にお伺いします。
- 同じ世帯に両方の調査票を御記入いただくことで、例えば、世帯の人数及び住宅の床面積と、住宅に対する満足度及び今後の住み替えの意向がどのように関係しているかを把握することができます。調査対象の世帯の皆さまには御負担をおかけしますが、なにとぞ御理解をお願いします。

■ 回答は、ご記入いただいた調査票を提出用封筒に入れて投函していただく方法、またはインターネットでご回答いただく方法をご用意しています。

- 以下の2つのうち、回答しやすい方法をお選びください。

- ①ご記入いただいた調査票を投函していただく方法
※ご記入いただいた調査票を提出用封筒に入れて投函ください（切手は不要です）。
- ②インターネットでご回答いただく方法

回答の期限について

回答期限は、平成 31 年 2 月 14 日（木）です。

■ 回答いただいた内容は、統計を作るためだけに使われ、その他の目的に使われることは決してありません。

- 配布員をはじめ調査関係者は、統計法により、調査票の内容を他にももらしたり、統計を作る目的以外に調査票を使用することを固く禁じられています。

お問い合わせ先

平成30年住生活総合調査（滋賀県）事務局
TEL：077-528-4235 担当：千代、松永ちしろ